



# 賦課金及び漁業権行使料金

赤川漁業協同組合  
鶴岡市本町3丁目3番20号  
電話 22-2077番

賦課金	組合員全員に賦課する料金	納付期限	賦課金	過 息 金
		4月30日	2,600円	納付期限の翌日から5銭の割合で徴収する。

※ 身障者及び満70歳以上(敬老者)の組合員賦課金は1,300円  
【加入時に出資金100円】

第五種共同漁業権	漁業・漁法・漁具		納付期限	行使料
	あゆ漁業	友 釣 り		7月 1日
掛 釣 り			8月31日	3, 650円
投 網			8月 1日	5, 150円
(刺し網) 巻 網 25m以内			8月 1日	8, 800円
ます漁業 (サクラマス)	釣 り		4月30日	3, 100円
	投 網		4月30日	6, 200円
	巻 網 150m		4月30日	41, 200円
やつめうなぎ漁業	徒手採捕(手かぎを含む)		7月31日	2, 800円
	やつめ 釜 (10ヶ)		7月31日	4, 550円
もくずがに漁業	釜・かご (5ヶ)		7月31日	3, 000円
雑魚漁業	瀬 曳 網 100m以内		7月31日	22, 700円
	投 網		7月31日	3, 200円
	も ん ど り 網 (5ヶ)		7月31日	2, 300円
	(5枚)刺 し 網 1枚12m以内		7月31日	5, 050円
	(3ヶ)か じ か 釜		7月31日	3, 950円
	(20ヶ)竹 釜 (杉皮釜)		7月31日	2, 300円
	(20ヶ)さ げ 針 (置網・延縄)		7月31日	2, 300円
舟使用漁業	一隻につき2, 100円(全漁業に使用。ただし大鳥池・新川での使用はできません)			

(平成31年4月改定)

1. 賦課金を納めた組合員は竿釣り、たも網、すくい網による雑魚漁業が出来ます。
2. 県内共通遊漁承認証 全魚種 31,000円、雑魚 20,000円、申込書は組合事務所にあります。
3. あゆ投網の行使料を納付した方は雑魚投網も出来ます。

## 《内水面において漁業する際の注意事項》

1. 組合員は賦課金を納付しなければ漁業をすることが出来ません。行使料は漁業をする前に納付して下さい。
2. 漁業をする際は必ず組合員証、行使証を携帯し漁場監視員に提示を求められた場合はこれを拒んではなりません。
3. 瀬曳網及びます巻網漁業は、1統12人以内で、所定の手続きを経て許可されたものに限りです。
4. 刺し網(あゆ巻網)を継ぎあわせて使用することは出来ません。
5. 刺し網、かに釜、かごを使用する者は名札を付けなければなりません。

## 《漁業者のマナー》

他人に迷惑をかけたり、不快感を与えたりないようにしましょう  
ゴミや空き缶、ビニール袋等必ず持ち帰り、河川環境の浄化にご協力下さい。